

心臟病	一五、七三	一六、三三	一八、六	一九、一
氣管支炎	一、三〇	一、三〇	一、六	一、四
肺交	七、二〇	七、八二	九、二	九、三
盲腸炎	四、二	五、七	〇、五	〇、七
腎臓炎	一、四七	一、五〇	一、七	一、八
産後諸病その他 産婦の傷害	五、〇	五、〇	三、七	三、五
老衰	八、〇三	七、〇三	九、三	八、二
自殺	三、〇二	二、八〇	二、七	三、三
他殺	七、五	二、〇	〇、一	〇、一
不慮の傷害	三、〇六	二、九〇	三、六	三、四
一歳未満の特殊死因				
早産	一、七〇	二、〇三	(四)	(四)
先天的畸形 質及分娩による 産兒の障害	二、五五	二、五五	二、三	(四)
腸カタル	一、〇八	七、六	(四)	(四)
梅毒	三、六	一、七	〇、三	(四)

ボヘミア・モラヴィア兩獨逸保護領に於ける最近の人口動態

昨三九年三月保護領として大獨逸の一部へ編入されたボヘミア及びモラヴィアも其の政治的解放と經濟的回復の兆候を人口現象の上に明瞭に觀取せしめる。昨三九年に於ける婚姻の著増はその前奏曲といつてよく、其の婚姻率(一一・五)は舊チェコスロバキア共和國內にあつては世界大戦後の十ヶ年間を除いて嘗て實現されたことのなかつたものである。今年に入つて更に出生の著増を見るに到つたのは當然で、その主要數字を掲ぐれば左の如くである。(Wirtschaft und Statistik 1940 Nr. 13 u. 18 所載)

年次	婚姻率	出生率	死亡率 (除く)	自然増 加率	乳兒死 亡率 (出生百 に付)
一九三〇	九・五	一九・三	三・二	六・一	
一九三一	九・一	一八・二	三・四	四・八	
一九三二	九・〇	一七・七	三・四	四・三	
一九三三	八・六	一六・五	三・〇	三・五	
一九三四	八・三	一五・九	三・五	三・四	
一九三五	七・九	一四・七	三・七	二・〇	
一九三六	八・二	一四・六	三・八	一・八	
一九三七	八・七	一四・四	三・八	一・六	
一九三八	八・三	一五・三	三・二	二・〇	
一九三九	一一・五	一五・七	三・八	一・九	九・五
〃(一二月)	八・四	一五・二	一五・八(一)〇・六	一〇・六	
〃(四—六月)	一〇・七	一五・九	一四・三	一・六	一〇・五
一九四〇					
〃(一—三月)	二・〇	一八・一	一六・五	一・三	一〇・三
〃(四—六月)	一〇・一	一八・四	一五・〇	三・四	一〇・九

ナチスの新離婚法と一九三八年の離婚統計

一九三八年七月六日公布、同年八月一日より實施されたナチス獨逸の新「婚姻法」、詳しくは「埃太利及び其の他の地方に於ける婚姻及離婚法を統一する爲の法律」は婚姻を以て個人的利害關係によつて結合された一種の契約なりとする従來の自由主義的基調に根本

的なる轉換を行ひ、婚姻と家庭とは民族的共同生活の根基にして其の内容の如何は民族共同體の價值と存続にとつて決定的なる意義を有すとの根本精神を以て置き換へらるゝに到つた。この改正精神が特に離婚法に對して有つ意義は人口政策的觀點から見て極めて重大であるといへよう。一言にしていへば新離婚法は民族共同體に對して最早何らの意義を有せずと認定せらるゝに到つた婚姻關係に對して單にそれだけの理由で離婚することを承認するに到つたわけで、それが新しき婚姻生活に於て更めて民族共同體に對する貢獻を爲すべきことを要望せるものであるはいふ迄もない。

特に舊埃太利に於ける婚姻關係

新婚姻法が特に「埃太利及び其の他の地方に於ける婚姻及離婚法を統一する爲の法律」Gesetz zur Vereinheitlichung des Rechts der Eheschließung und der Ehescheidung im Lande Österreich und im übrigen Reichsgebiet と呼ばれるのは獨逸合邦後オーストリーに於ける従來の特に錯雜せる婚姻現象を法律的に整理することを其の一つの主要目的としてゐたからである。蓋し同地方のカトリック教徒はその教義の立て前よりして離婚を認められず、單に別居 Scheidung von Tisch und Bett が許さるゝのみで、従つて再婚は不可能であつた。とはいへ別居後の新しい同様生活は現實の事實なので一九一八年以後は特別免除により之を承認する事となり、所謂 Dispensane なるものの成立を見るに到つた。之は法律的には非合法的なるものであつたが、併し時としては裁判所に於